

条件付一般競争入札（事前審査方式）の公告

クリーンセンターとなみ基幹的設備改良工事について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成30年12月3日

砺波広域圏事務組合
管理者 夏野 修

1. 入札番号 第16号
2. 工事名 クリーンセンターとなみ基幹的設備改良工事
3. 工事場所 砺波市 太田 地内
4. 工事概要 焼却施設の燃焼、燃焼ガス冷却、排ガス処理、余熱利用、通風、灰出、電気、計装設備の改良・更新工事 ほか
5. 工事期限 平成34年3月10日（木）
6. 現場説明 有・無
7. 入札方法 出場入札
8. 入札及び開札場所 砺波市役所東別館2階第1会議室
9. 入札日時 平成31年1月25日（金） 午前10時00分
10. 入札保証金 免除
11. 契約保証金 請負代金が500万円以上の場合は、納付が必要となります。
ただし、有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証をもって納付に変えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1とします。
12. 予定価格 2,833,000,000円（消費税及び地方消費税額を除く。）
13. 低入札調査価格 有・無
14. 失格基準価格 有・無
15. 契約締結 議会の議決に付さなければならない契約であり、落札決定の日から開庁時を除き5日以内に仮契約を締結し、議会の同意を得た後に本契約を締結する。
16. 入札書記載金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に関する課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
17. 積算内訳書 入札書の提出に際し、入札金額の根拠となった積算内訳を記載した工事費内訳書を同封し提出すること。（工事費内訳書は、発注仕様書添付資料様式を使用し作成すること。）

18. 入札参加資格 入札に参加する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の提出日時点において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定するものに該当しないこと。
 - (2) 砺波市又は南砺市の競争入札参加資格名簿（平成 31 年 1 月 4 日現在）に登載されていること。
 - (3) 砺波市又は南砺市から指名停止の措置を受けた場合、その期間が本公告の日から入開札の日までにないこと。
 - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者にあつては、裁判所からの更生又は再生手続き開始決定がなされ、決定後に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）の規定による経営事項審査を受けていること。
 - (5) 法の規定に基づく清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受け、契約締結予定日の 1 年 7 か月前の直後の営業年度終了の日以降に法の規定による経営事項審査を受けていること。
 - (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していない者でないこと。
 - (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
 - (8) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業の許可を受けた者であり、経営事項審査における建設工事の種類「清掃施設」において、総合評定値（最新版の値）が 1,300 点以上であること。
 - (9) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条の 2 に規定する現場代理人及び第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
 - (10) 過去 10 年間（平成 20 年度から平成 29 年度まで）に、90t/日以上の新設一般廃棄物処理施設（焼却施設）を元請として複数件完了した実績を有する者。
19. 資格審査等 入札参加資格審査を次のとおり行う。
- (1) 入札参加希望者は、次に掲げる書類を各 1 部提出し、入札参加資格を有することについて管理者の審査を受けること。
 - ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書
 - イ 配置予定技術者調書
 - ウ 施工実績調書
 - エ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
 - オ 委任状（本申請、入札、契約及び履行に関する権限等を委託する場合）※ア、イ、ウの書類は、砺波広域圏事務組合のホームページから様式をダウンロードして作成すること。また、調書には調書に記載している書類を添付すること。
 - (2) 提出方法 砺波広域圏事務組合事務局総務課へ持参すること。
 - (3) 受付期間 平成 30 年 12 月 3 日（月）から平成 30 年 12 月 18 日（火）までとする。ただし開庁日は除く。
 - (4) 受付時間 午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし正午から午後 1 時までを除く。
 - (5) 審査結果等 資格の審査結果については、申請者に対して平成 30 年 12 月 19 日（水）までに随時 FAX により通知する。

(6) その他

- ア 書類の作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- イ 提出された書類の差換え及び訂正は認められない。また、提出された書類の内容を聴取し別途関係書類の提出を求めることがある。
- ウ 入札参加資格を有すると認められた者が、入札開札日までの間に次のいずれかに該当することとなったときは入札参加資格を喪失し、入札に参加することはできない。この場合、該当する者にその旨を通知する。
 - ① 入札参加資格の要件を欠いた時。
 - ② 提出した書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
 - ③ 入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき。

20. 質問の受付・回答 発注仕様書等への質問は、砺波広域圏事務組合のホームページからダウンロードした質問書様式に質問を記載し、平成30年12月19日(水)までクリーンセンターとなみ(cctonami@pl.tst.ne.jp)へメールにて送信すること。なお、回答日は、平成30年12月12日(水)、21日(金)とし砺波広域圏事務組合のホームページに受け付けた質問から順次回答します。

21. 入札の辞退 入札参加資格を有すると認められた者で入札を辞退する者は、入札前日までに砺波広域圏事務組合のホームページからダウンロードした入札辞退届様式に記入し、持参又は郵送で提出すること。

22. 見積設計図書の審査 入札参加資格を有すると認められ入札に参加する者の、入札する内容を確認するために次の通り見積設計図書の審査を行う。

(1) 入札参加希望者は、次に掲げる書類を各3部提出し、見積設計図書について管理者の審査を受けること。

- ア 設計計算書
- イ 設計仕様書
- ウ フローシート
- エ 設計図面
- オ CO2削減率計算書
- カ 工事行程表

※詳細は、発注仕様書第1章第9節記載の提出図書を参照のこと。

(2) 提出方法 砺波広域圏事務組合クリーンセンターとなみ(富山県砺波市太田1873-1)へ持参すること。

(3) 受付期間 平成30年12月28日(金)までとする。ただし閉庁日は除く。

(4) 受付時間 午前9時から午後4時までとする。ただし正午から午後1時までを除く。

(5) 指摘確認事項の通知 提出された見積設計図書に疑義が生じた場合は、平成31年1月11日(金)までにクリーンセンターとなみよりメールにて指摘確認事項の通知を行うものとする。

(6) 見積設計図書の再提出 前項で指摘があった場合、指摘事項を訂正し平成31年1月17日(木)までに再提出を行うこと。

(7) 審査結果等 審査結果については、平成31年1月21日(月)までにFAXにより通知する。

(8) その他

- ア 書類の作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- イ 提出された書類の内容を確認し、別途関係書類の提出を求められることがある。
- ウ 見積設計図書を提出した者が次のいずれかに該当する場合は入札に参加することはできない。
この場合、該当する者にその旨を通知する。

- ① 各提出期限を守らなかったとき。
- ② 審査の結果、本改良工事の仕様を達成できないと認められたとき。
- ③ 提出した書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
- ④ 入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき。

23. 無効の入札 本公告に示した条件等入札に関する条件に違反した入札。

24. 支払条件

- (1) 各会計年度における前金払（前金払の請求・支払い限度額は、当該会計年度の出来高予定額に対して算出し、砺波広域圏事務組合土木建築工事費の前金払取扱要綱（平成16年砺広組訓令第13号）に定める額とする。）及び部分払の有無は次のとおりである。

平成30年度	無
平成31年度	有
平成32年度	有
平成33年度	有

- (2) 精算払 請求書を受理した日から40日以内

- (3) 各会計年度における請負代金額の支払限度額の割合は、次を予定している。

平成30年度	約 0.0%
平成31年度	約 1.1%
平成32年度	約 59.7%
平成33年度	約 39.2%

※各会計年度の請負代金額の支払限度額及び出来高予定額は、契約書を作成するときまでに落札者に通知する。

25. その他

- (1) 入札の執行に当たっては、本公告のほか、地方自治法、砺波広域圏事務組合財務規則に定めるところによる。
- (2) 落札者は、下請等により施工する場合または専門工事を施工する場合は、建設業法をはじめ関係法令を遵守した施工体制をとるとともに、砺波広域圏管内（砺波市・南砺市）の地元事業者の活用についても考慮すること。
- (3) その他問い合わせは、クリーンセンターとなみまでお願い致します。

TEL : 0763-32-5648 Fax : 0763-32-5860 Mail : cctonami@pl.tst.ne.jp